

平成30年第2回定例会追加提案事項

議案番号	議 案 名
議案第28号	工事請負契約について
議案第29号	工事請負契約について

議案第 28 号

工事請負契約について

幼保連携一体化施設新築電気設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 幼保連携一体化施設新築電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 96,012,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字天底 86 番地
有限会社 上宏工業
代表取締役 外間 宏正 |

平成 30 年 6 月 22 日提出
今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

幼保連携一体化施設新築電気設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。



工事請負契約書

- 1 工事名 幼保連携一体化施設新築電気設備工事
- 2 工事場所 今帰仁村字越地地内
- 3 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 31 年 3 月 29 日
- 4 請負代金額 ￥96, 012, 000
うち取引に係る消費税 ￥7, 112, 000
及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 ￥9, 601, 200
- 6 解体工事に要する費用等



建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

7 特約事項

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 47 年今帰仁村条例第 18 号)第 2 条の規定による議会の議決、又は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定による専決処分があった旨を契約の相手方に通知したときに効力を生ずるものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 6 月 15 日

発注者 住所 今帰仁村字仲宗根 219 番地
今帰仁村長 喜屋武 治樹



受注者 住所 沖縄県今帰仁村字天底 86 番地
商号又は名称 有限会社 上宏工業
氏名 代表取締役 外間 宏正



議案第 29 号

工事請負契約について

幼保連携一体化施設新築機械設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 幼保連携一体化施設新築機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 138,240,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字越地 284 番地
有限会社 丸島建設
代表取締役 島袋 松男 |

平成 30 年 6 月 22 日提出
今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

幼保連携一体化施設新築機械設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。



工事請負契約書

- 1 工事名 幼保連携一体化施設新築機械設備工事
- 2 工事場所 今帰仁村字越地地内
- 3 工期 自 平成 年 月 日
至 平成31年 3月 29日
- 4 請負代金額 ￥138,240,000
うち取引に係る消費税 ￥10,240,000
及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 ￥13,824,000
- 6 解体工事に要する費用等



建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

7 特約事項

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 47 年今帰仁村条例第 18 号)第2条の規定による議会の議決、又は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定による専決処分があった旨を契約の相手方に通知したときに効力を生ずるものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 6 月 15 日

発注者 住所 今帰仁村字仲宗根219番地
今帰仁村長 喜屋武 治樹



受注者 住所 今帰仁村字越地 284 番地
代表取締役 島袋 松 男
電話 (0980) 56-5032

